

居住支援法人による高齢者等の見守り業務

種別区分								
(1)家庭への訪問による見守り ・民生・児童委員・地域包括支援センター・社会福祉協議会・友愛訪問員・町会・自治会・ボランティア等による、訪問、声かけ、相談、話し相手による見守りを行う。				(5)電話・訪問・相談による見守り ・電話相談員・民生委員・友愛訪問員・ボランティア等による定期的な電話訪問、また、生活や健康不安に関する電話相談により高齢者等の安否確認や孤立感の解消を図る。				
(2)配食サービスによる見守り ・一人暮らしの高齢者等に対し、民間事業者、ボランティア団体等が定期的な食事を提供することにより、安否確認を行う。				(6)救急キット・安心シート・連絡カード等による事故防止対策の実施 ・一人暮らし高齢者等に対して救急医療情報キット等の配布を行うことによる安否確認と、救急時の迅速な救命活動を支援し、安全安心の確保を図る。				
(3)乳酸菌飲料等の配達による見守り ・高齢者宅等に、乳酸菌飲料や牛乳を販売業者等が配達することにより安否確認を行う。				(7)緊急通報システム機器による見守り ○緊急時の、無線発信器により東京消防庁や民間事業者に通報する。 ○日常生活において住宅者の異変を設置機器が感知し、通報する。(生活リズムセンサー)				
(4)新聞・郵便・宅配・ごみ回収等による見守り ○新聞配達員、郵便配達員が配達時等で異変を感じた場合、地域包括支援センターや区に通報する。 ○ごみを集積所まで出すことが困難な方のお宅を訪問し、ごみの回収を行い安否確認を行う。				(8)見守りネットワーク 行政、地域包括支援センター、民生委員、地域団体などの地域の関係者が連携しながら、高齢者世帯等の見守り活動等を実施する。				

指定番号 法 人 名	対象エリア	種別 区分	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第1号 ホームネット株式会社	東京都全域	(5)	「見まもっTELプラス」 ・週2回の安否確認電話(自動音声ガイダンス)を実施し、利用者の対応結果を指定連絡先にメールで通知	週2回	一	高齢者	・初回登録料 11,000円(税込) ・月額利用料 1,650円(税込)	利用者の「居室内死亡」に伴う原状回復+残存家財片付け等費用補償	03-5285-4538
第2号 特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会	大田区	(1) (5)	・電話または訪問による安否確認と見守り ・生活支援として専門職による面談または電話相談、情報提供	一	一	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、一人親世帯、外国人、DV被害者、更生保護対象者、刑事施設に収容されていた者等、困難な問題を抱える女性	無し		03-6809-1906
第4号 社会福祉法人 悠久会	町田市	(1) (5) (7)	「あんしん住宅」事業（見守り付賃貸住宅） ・全ての住宅確保要配慮者を対象に、不動産店に同行して入居支援を行い、法人が借上げて転貸 ・入居者向けに24時間の見守りサービスと生活支援を実施(警備会社の見守りサービスを使用) ・生活上の不便から終活に至るまで様々なサービスを提供、提案	必要に応じて 対応	一	全ての住宅確保要配慮者	無し ※あんしん住宅の賃料に含まれる		042-737-7288
		(1) (5)	定期的な電話・訪問・安否確認 ・健康状態を確認し、状況により介護保険サービスの利用や医療機関等へお繋ぎする。	月1回～必要 に応じて	一	全ての住宅確保要配慮者	無し ※あんしん住宅の賃料に含まれる	平成31年4月～	
		(8)	定期的な電話・訪問・安否確認 ・健康状態を確認し、状況により介護保険サービスの利用や医療機関等へお繋ぎする。	週2回～月1回	一	全ての住宅確保要配慮者	無し ※あんしん住宅の賃料に含まれる		
		(1) (5)	NPO法人や市民団体と連携し、孤立や引きこもりにならないように、介護予防プログラムや食事会などのイベントへの参加を促す。	未定	一	全ての住宅確保要配慮者	イベントにより負担あり		
第7号 一般社団法人 ささえる手	練馬区、 板橋区、 西東京市、 近隣区市		住宅確保要配慮者に対し、精神保健福祉士、社会福祉士など福祉経験のある職員が、オーナー様や入居希望者様の希望に応じ、見守りのみでよいのか、緊急対応があることが安心してもらえるのか、訪問しての相談が必要かという部分をそれぞれ相談し提供。	一	一	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、外国人、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、刑事施設に収容されていた者等、児童虐待被害者、困難な問題を抱える女性、児童養護施設退所者、LGBT等及び要配慮者への生活支援者	有り	障害福祉サービスや介護保険等、様々な社会の制度を活用し、可能な限り負担がないようにする。	03-5991-6050
第8号 労働者協同組合 労協センター事業団	板橋区、 豊島区、 墨田区	(1)	訪問による見守り・安否確認 ・主に通所介護施設等を利用する賃貸住宅入居者に対し、不定期で、訪問による見守り・安否確認を行う。 ・今後、定期化(週2回～月1回)を検討中	一	一	低額所得者、高齢者、生活困窮者	無し		(居住支援専用電話) 03-4334-8999

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内 容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第9号 特定非営利活動法人 コレクティヴハウジング社	中野区、杉並区、 豊島区、板橋区、 練馬区、 武蔵野市、 三鷹市、府中市、 町田市、多摩市	(1) (5) (8)	■見守り・相談 ・コレクティヴハウジング(共同居住住宅)の入居者を対象に見守りを実施(令和4年2月現在 5ハウスに約65名が入居) ・基本的に各ハウスの居住者組合との連携が前提で、課題の早期対応のためのコーディネートや相談等を行っている。 ・入居者は多様で、障害者、低所得者、高齢者、ひとり親世帯、子育て世帯といった要配慮者も含まれる。このうち、生活支援が必要な入居者に見守り・電話相談・対面相談等の生活支援を行っている。 ・必要に応じて、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者支援団体等と連携し、コレクティヴハウジングに住む高齢者等の生活相談を行っている。	月1回 (要請があれば その都度対応)	—	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	無し ※入居者は居住者組合に組合費を月々支払い、そこからコーディネート費をCHCに支払う。		(事務局) 080-6660-1143 (相談窓口) 080-9349-4004
第10号 株式会社 こたつ生活介護	立川市、 武蔵村山市、 昭島市	(1)	◆こたつあんしんサポート 月1回 30分 ・専門分野の有資格者が対応 生活相談、健康相談、介護相談、住まい相談 ◆こたつあんしんサポートプラス 上記に加え家賃債務保証会社の緊急連絡先の引き受け ハローライト(通信機能付きLED電球)を活用した機械的見守り 異常通知メールの受信及び異常時駆けつけ	月1回	—	高齢者	◆こたつあんしんサポート 月額 2,500円(税別) ◆こたつあんしんサポート＊ ・初期費用 15,200円(税別) ・月額 3,000円(税別)	※要申込 ・緊急連絡先登録料 15,000円(税別) 異常時駆けつけ費用 5,000円／時間	042-519-8388
		(8)	高齢者見守りネットワーク 見守り協力団体として、事業の目的のため、業務活動の中で生命の危機につながる市民の異変や生活上の支障等に気づいた場合、その情報を市へ連絡するものとする。 市民の安全確保の上で緊急の対応が必要と判断した場合は、直接警察署、消防署等関係機関に通報するものとする。	随時	—	高齢者	無し	地域見守りネットワーク事業は、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民、協力団体、協力事業者等と市が協働して見守り活動を行うことを目的とする。	
第11号 特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター	世田谷区、 狛江市	(1) (5) (8)	「住まいあんしん訪問サービス」事業(世田谷区から受託) ・ボランティアが週1回訪問し安否確認を行う。 (月1回は本人と会い、生活状況を確認) 週2回以上の見守りは、リンク独自事業としての「リンク見守りサービス」で、ご依頼者と直接ご相談して、見守り回数を決める。(困りごと等は、ボランティア団体へ繋げる) ・電話相談(生活全般) ・区内NPOや行政機関との地域連携により必要に応じて、高齢者向けに会食会などへの案内を行う	週1回	—	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、刑事施設に収容されている者等、児童虐待被害者、困難な問題を抱える女性、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	・週1回:月額 1,000円 ・週2回:月額 2,000円 ・交通費相当額	03-6413-1506	
第13号 生活クラブ生活協同組合	世田谷区、 狛江市	(1)	・ALSOK(警備会社)を活用した安否確認・見守り	—	—	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、困難な問題を抱える女性、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	月額 3,000円～5,000円程度	異変があれば、関連する地域NPOに連絡し対応	03-6388-9543
		(3)	・配達に付随した安否確認(組合員限定・無料)				無し		
第14号 一般社団法人 ピーンズ	千代田区、 渋谷区、府中市	(1) (5)	グループホーム「MAMESSO」 ・法人が民間賃貸住宅を借り上げて、精神障害者に対してグループホームとして提供。 ・24時間常勤体制(宿直スタッフ1名による夜間対応及び24時間電話連絡可能)で入居者やその他の住宅確保要配慮者への見守り・安否確認を行う。 ・事務室での面談(週1回)、入居者の居室での面談(月1回)	週1回～月1回	—	精神障害者	無し ※グループホームの賃料に含まれる		03-5577-6651

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内 容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第15号 特定非営利活動法人 東京ソテリア	江戸川区、 葛飾区、江東区、 墨田区、近隣区	(1) (5)	・介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等必要な関係機関および行政と連携し、サービス情報の提供から必要な資源へのつなぎを行う。 ・住宅確保に関する情報提供および手続き同行 ・定期訪問による見守り (週1回程度を基本とし随時個別対応・緊急対応) ・随時の電話相談	一	一	全ての住宅確保要配慮者	無し		03-5879-4422
		(1) (5)	「東京ソテリアハウス」 ・民間賃貸住宅を借り上げて、精神障害者に対してグループホームやショートステイ施設として提供 ・支援スタッフによる週7日24時間体制の見守り	週7日 24時間体制	グループホームは18歳以上	精神障害者	無し ※障害福祉サービスはサービス利用料の1割負担（所得等により決定のため、本人負担なしの場合もある。）	賃料は、国の補助等を利用することにより、本人負担なし	
第16号 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	東京都全域	(5)	・専門の相談員等による電話による見守り相談と賃貸住宅にかかる様々な相談を受け付けている。	必要に応じて 対応	一	低額所得者、被災者(発災から3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子育て者、外国人、DV被害者、新婚世帯、LGBT等、要配慮者への生活支援者	無し		03-6265-1555
第20号 株式会社KURASHI	千代田区、港区、 中央区、品川区、 目黒区、渋谷区、 世田谷区、 町田市、府中市、 調布市、狛江市、 多摩市、稻城市	(5) (7) (8)	民間警備会社との連携による見守り ・緊急時の駆けつけ、適宜の電話相談、救急情報登録 「シニア本舗」(高齢者向け総合サポート) ・定期的訪問等、老後サポート全般 ・財産管理、身上の保護及び見守り並びに任意後見及び成年後見制度における後見、保佐、補助に関する相談支援 ・遺言作成、遺言執行及び死後事務等に関する相談支援 ※ご希望の方は、当該法人と別途契約が必要	適時、必要に 応じて対応	一	高齢者 (当該法人管理物件の入居者に限る)	当該法人管理物件の家賃に含む (3,650円(税別)～) ※「シニア本舗」は、別途6,000円(税別)～/時間及び交通費等実費		03-3527-9874
		(7)	生活リズムセンター	適時、必要に 応じて対応	一	高齢者 (当該法人管理物件の入居者に限る)	当該法人管理物件の家賃に含む (3,650円(税別)～) ※「シニア本舗」は、別途6,000円(税別)～/時間及び交通費等実費		
第21号 特定非営利活動法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン	杉並区、新宿区、 中野区、豊島区、 近隣区	(1) (5)	必要に応じて電話・訪問を行い、生活の状況についての聞き取り・生活・家計の相談を行う。	月1回	一	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、生活困窮者、刑事施設に収容されていた者等、困難な問題を抱える女性、要配慮者への生活支援者	無し		03-5368-1955
		(8)	孤立や引きこもりにならないように、地域の居場所・カフェへの参加の声かけをし、同行支援とつなぎを行う。	適宜	一				
第22号 一般社団法人 くらしサポート・ウィズ	東京都全域	(3)	・高齢者宅へ生活物資を配達時に安否確認を行う。 パルシステムの「安心メールサービス」にて、緊急時には配送センター、指定された連絡先、地域見守り協定を結んでいる都内の53区市町村や警察へ連絡を入れる。	週1回	一	パルシステム組合員として登録された住宅確保要配慮者 ※組合員以外の方もご相談に応じます。	パルシステム組合員 0円		03-6233-8260
		(5)	・電話、訪問による見守り、生活・家計相談 ・電話相談員による対応と面談によるフォロー ・職員による個別訪問	週1～月1回	一	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	電話 無料/15分以内 面談 1,500円/時間 個別訪問 3,000円/月		

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内 容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第23号 特定非営利活動法人 東京こうでねいと	町田市、近隣市	(5)	「セイフティアパート」事業 ・相談のあった住宅確保要配慮者と面談の上、 希望の聞き取りをし、物件の検索から入居に至るまで 入居支援を行う。物件は法人が借り上げて軒貸する。 ・ライフサポーターによる見守り・生活相談	月2回程度	—	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、 精神障害者、その他心身機能障害者、生活困窮者、 DV被害者、更生保護対象者、刑事施設に収容されていた者等、困難な問題を抱える女性（「セイフティアパート」の入居者に限る）	月7,000円（税込）		042-708-8803
第24号 株式会社エイプレイス	新宿区、北区	(1)	・訪問による安否確認と見守り	週1回	—	高齢者	無し	本業による巡回エリアによるため、都度検討	03-5287-5811
第25号 株式会社Casa	東京都全域 (島しょ部除く)	(1) (5) (8)	・入居者の方から相談を受け、健康状態等の状況を鑑みて定期的な電話・訪問・安否確認を行う。 ・状況により、行政機関や医療機関等へ連絡し、連携しながら見守り活動等を実施する。	本人の状況や 希望による	—	低額所得者、被災者（発災後3年以内）、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、児童虐待被害者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	無し	宅配便利用の場合に、 3回目以降、配送料を負担	0120-97-5501
		(2)	・入居者の方から相談を受け、食糧支援を行っているボランティア団体と協力して食料品を提供し、安否確認等を行う。		—	低額所得者、被災者、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、子育て者、外国人、中国残留邦人、犯罪被害者、DV被害者、児童虐待被害者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、要配慮者への生活支援者	サービス内容による		
第26号 株式会社Best to	東京都23区、 武蔵野市、 三鷹市、 小金井市、 西東京市	(1) (5) (7)	入居後は、状況に応じて訪問・自動電話・LINEを利用した見守りサービスを有料で提供。法律や税金の電話相談サービスも有り（一部有料）。 オプションでコンシェルジュサービス（買い物、タクシー、病院、役所等の手配・案内）も有り。	サービス内容 による	—	低額所得者、被災者、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、子育て者、外国人、中国残留邦人、犯罪被害者、DV被害者、児童虐待被害者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、要配慮者への生活支援者	サービス内容による		03-3382-6870
第27号 特定非営利活動法人 豊島子どもWAKUWAKU ネットワーク	豊島区	(1)	スタッフや近隣に居住するボランティアスタッフにより、 必要に応じて定期的な訪問による安否確認や生活状況 の聞き取りをおこない、継続的な支援をおこなう。		週1回～月1回	—	低額所得者、子育て者、外国人、生活困窮者、 DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、 児童養護施設退所者、LGBT等	無し	050-5526-1229
		(5)	生活相談は電話・メール・LINE等のツールを用い、 原則は月1回、本人の状況や希望により回数を増やして実施。 必要時には面会相談も行う。 特に子育て世帯には、定期的な交流の場への案内や、行政への申請補助、子どもの学習支援、学習情報の提供も積極的に行っていく。	随時	—	原則 無し ※実費のかかるもの（交流会参加費等）は負担あり			
第28号 一般社団法人 包括あんしん協会	東京都全域	(5) (6)	【安否確認】緊急連絡カード兼会員カードを発行 緊急連絡先の引受（救急搬送時に、既往症や治療の意思表示を記載した書類を提示）、週二回の自動電話による安否確認、電話による応答がない場合の訪問確認、入院時の手続き代行、施設入居時の手続き代行	体況やご希望 に応じて回数を 設定または 週2回	—	高齢者、低額所得者、一人暮らし高齢者、、一人暮らしで持病がある方、身体障害者、高齢者外国人	入会金 20,000円 月額 2,480円（税別）	(TEL) 03-6320-4057 (Email) info@anshins.or.jp	
		(5) (6)	【旅立ちサポート 死後整理・手続き代行】 逝去後の遺体の引取、葬儀・火葬・埋葬・遺品整理、公共料金等の停止・賃貸契約の解約手続き等の死後事務全てを行います。＊死後事務委任契約と保険加入が必要です。別途オプションで定期訪問・身元保証人・任意後見人の引受（審査あり・地域によって引受出来ない場合があります。）		適時	—	登録料 50,000円（税別） +月々保険（死後サポート費用の為の保険加入） ※公正証書作成料は別途必要	孤独死だけでなく、99%は病気死なので、病気死亡や病院での死亡の時も遺体の引取から、退去の手続きまで全て行います。	
第29号 一般社団法人 ウイズタイムハウス	練馬区	(1)	①必要に応じて随時の電話・メール・LINE・訪問による見守り ②ウイズタイムハウスで実施する相談会への参加の呼びかけ	①必要に応じて随時 ②月1回	年齢制 限なし	低額所得者、被災者（発災後3年以内）、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	無し	訪問はウイズタイムハウスがある大泉学園町地域を中心に実施しています。当法人での対応が困難な場合は他の支援制度のご紹介をします。	(TEL) 03-5935-4955 (Email) soudan@withtimehouse.org

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第30号 一般社団法人 コミュニティネットワーク協会	豊島区、 八王子市、 多摩市	(5)	・戸建てを一棟借りし、共同居住型のセーフティネット住宅「共生ハウス西池袋」を整備し、管理を実施している。 ・「共生ハウス西池袋」において、入居相談者の入居相談、生活設計、契約の締結まで一貫して実施する。 ・入居後は、共同生活における見守り体制をとり、徒歩圏内にある交流拠点「共生サロン南池袋」において、役割づくりや参加を促す。 ・行政、地域包括支援センター、民生委員、地域団体などの地域の関係者と連携しながら、活動等を実施する。	適時、必要に応じて対応	無し	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、生活困窮者、新婚世帯、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者(当該法人管理物件の入居者に限る)	無し		03-6256-0570
		(8)	・交流拠点「共生サロン南池袋」を開設し、孤立や引きこもりにならないように、健康麻雀、卓球、食事など健康をテーマとしたプログラムを実施し、参加を促す。 ・行政、地域包括支援センター、民生委員、地域団体などの地域の関係者と連携しながら、活動等を実施する。	随時対応	無し	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、生活困窮者、新婚世帯、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	参加費		
第31号 有限会社アシスト	東京都全域	(1)	・訪問による安否確認と見守り ・支援相談	週1回～週3回	—	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	週1回 月額 2,000円 週2回 月額 4,000円 週3回 月額 6,000円 30分 2,500円	交通費が掛かる場合あり	042-551-8711
		(5)	・電話による安否確認と見守り ・支援相談	週1回～週3回	—	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	週1回 月額 1,000円 週2回 月額 2,000円 週3回 月額 3,000円 30分 2,500円		
		(4)	・日常のごみ回収による見守り ・支援相談 ・粗大ごみ及び家電品・家財等の処分 ・支援相談	週1回～週4回	—	低額所得者、被災者(発災後3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者及び要配慮者への生活支援者	週1回 月額 2,000円 週2回 月額 4,000円 週3回 月額 6,000円 週4回 月額 8,000円 30分 2,500円 要見積もり 30分 2,500円	交通費が掛かる場合あり	
第32号 特定非営利活動法人 エヌフィット	東京都23区	(5) (7)	・住居に関する総合相談 ・見守り機器による安否確認 ・電話による定期見守り ・緊急時の対応 ・生活支援 ・緊急連絡先の引き受け ・生前整理/遺品整理 ・就労支援	随時	—	障害者、高齢者、低額所得者等	有り(サービス内容による)	当法人にて、障がい者の就労支援を実施。また法人内のグループホームも運営している。	03-5614-0170
第33号 株式会社陽徳不動産	大田区	(7)	入居希望者から物件情報の問い合わせがあつた際に希望条件を確認し物件の斡旋を行い合わせて入居支援、家賃債務保証、入居後の見守り支援を行う。	本人の状況や希望による	—	低所得者、高齢者、子育て者	サービス内容による		03-3734-6460
第35号 株式会社ふるさと	東京都23区	(1) (5)	管理物件入居者への定期的な見守り、安否確認	月2回程(必要に応じて回数の増減あり)	—	低額所得者、高齢者、障害者、子育て者、外国人、生活困窮者、更生保護対象者、刑事施設に収容されていた者等、困難な問題を抱える女性、新婚世帯、LGBT等	アパート管理・共益費に含む ※任意で、NPO法人ふるさとの会「生活サポート・サービス」利用の場合は、月額1000円		03-5808-5205
第36号 吉祥ハウジング有限会社	東京都全域 (島しょ部除く)	(1) (5)	電話・ショートメールによる定期的見守り 緊急時駆けつけ(24時間対応) 生活相談	適宜	—	全ての住宅確保要配慮者	無し	0422-22-1010 (24時間サポート ダイヤル) 090-6954-8265	
		(2)	高齢者、生活困窮者へのフードバンクの実施による見守り業務(一人の支援につき2,000円以内)	適宜	—	高齢者・生活困窮者	無し		

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内 容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第37号 株式会社メリアコーディネート	東京都全域 (島しょ部除く)	(1) (5) (8)	・電話やライン等SNSを用いた安否確認を実施。実施回数や頻度、方法は各配慮者に合わせて対応 ・訪問見守りも希望に応じて、提携業者と実施(金額は現状未定)	週3回から	一	子育て者、外国人	月額 1,500円(税別)	利用者に対して、「居室内死亡」に伴う原状回復・残置物の片付け等の費用補償のプランもあり	03-6264-2784
		(1) (5) (8)	・トラブル時(鍵の紛失、水道トラブル、ガス機器等)に対して24時間駆けつけサービスを実施	本人の希望による			月額 1,000円		
第38号 一般社団法人介護グループふれあい	立川市、国立市、国分寺市、府中市、その近隣市	(1) (5)	・入居後の環境整備、手続き支援 (必要な方へ介護保険、障害福祉サービス等へのつなぎ) ・電話(テレビ電話)、メール及び訪問による生活相談 ・地域ボランティアを活用した見守り訪問／週1回・無償	月2回以上	制限なし	全ての住宅確保要配慮者	利用者負担は、費用の1/10とする。 (住民税非課税世帯は無料)	費用(人件費等)は同等の障害福祉サービス(自立生活援助、地域定着支援)の報酬単価と同等に設定	042-506-0227
第40号 社会福祉法人大三島育徳会	世田谷区	(1) (5) (7) (8)	法人が借り上げた物件を転貸し見守り事業を行う ・警備会社のサービスを利用し、24時間見守り対応 ・定期的な電話、訪問 ・相談窓口を設置し相談対応 ・相談に応じて必要なサービスを提供、提案 ・社協・他法人と協働して見守り対応	必要に応じて 随時対応	一	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、生活困窮者	有り(金額未定)		03-5491-0340
第41号 株式会社 ホットスペース東京	東京都全域 (島しょ部除く)	(2) (5)	■見守り・相談・福祉手続き支援・通院支援・就労支援・安否確認・生活支援(ライン・メール・電話・対面等で連絡相談が可能) ■具体的なサポートは下記のとおりです。 ①お米の支給 ・毎月入居者からの要請に基づきお米を送付 ・要請の際に安否確認等も併せて実施 ②家電、生活当初の消耗品の支給 ・原則として最低限の家電や寝具をそろえて提供 ・入居当初分の消耗品類も提供 ③生活上の手続きの情報提供及び必要に応じた同行等 ・病院の付き添いや訪問、住民票異動、福祉制度の活用、携帯電話準備、銀行口座の作成、電気ガス水道の契約等 ④就労する方で緊急連絡が必要な方には当社を緊急連絡先として利用可能 ※必要に応じて、行政、社会福祉協議会、弁護士会等と連携して支援	本人の状況に より週1回～月 1回程度	一	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の心身機能障害者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人、生活困窮者、DV被害者、更生保護対象者、刑事施設に収容されていた者等、困難な問題を抱える女性、新婚世帯、児童養護施設退所者、LGBT等 ※当社物件の入居者が対象 ※当社を通じて提携事業者等の物件へ入居した方も相談可能	無し ※当社物件の家賃等に含む ※過大な負担がかかる場合は都度相談		(電話) 03-4405-9863 090-5132-6894 (メール) info2@hotspace-tokyo.com (ラインID) @hotspace
第42号 特定非営利活動法人 インクルージョンセンター東京オレンジ	東京都内全域 (島しょ部除く)	(5)	①転居が必要になったときの住宅相談(賃貸住宅の紹介・内見・契約の同行等) ②不動産会社・賃貸保証会社等からの緊急時の連絡先引受け ③週2回の自動通話による安否確認と6か月毎の支援員からの電話。結果を指定連絡先に報告 ④孤立死した場合の賃貸借契約の解除の代行、法定相続人への連絡、残置物及び特別清掃の手配(室内で死亡した場合は実費100万円まで補償)	週2回以上	60歳	要介護・要看護状態にあって見守りが必要な方	75,000円(税込み)	生活保護世帯の場合、本人が福祉事務所に申請をした場合、利用料金実費分を受給できる可能性があります。	03-5155-8072

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第43号 一般社団法人生涯現役ハウス	江戸川区、 葛飾区、 墨田区、 江東区	(5)	・就労支援をはじめ、「仕事付き高齢者住宅(シェアハウス)」を運営し、持続的に地域で暮らせる環境を整備 ・管理物件の定期的な訪問等による見守りや生活相談の実施	適宜	一	高齢者、障害者、子育て者、外国人、生活困窮者	無し		0120-467-450
第44号 株式会社 R65	東京都全域	(7)	・日常生活で使用する電気の使用量から異常を検知する見守りサービスを提供 ・異常があった場合は「①自動音声電話」によるご本人の安否確認と、登録者への「②メール通知」で異常をお知らせ ・孤独死にも対応した賃貸住宅管理費用保険(孤独死保険)を組み合わせた「あんしん見守りパック」も提供	その都度	一	・オール電化住宅は対象外 ・工事や機械の設置は必要なし	・あんしん見守りパック 毎月980円(税別) ・見守り電気のみ 毎月300円(税別)	・電気開通から見守りメールが来まるまで、約3ヵ月程度必要 ・年払い	050-3702-2103
第46号 社会福祉法人おあしす福祉会	江東区	(1) (5)	住まいに関するサポート ①手続き支援 ②生活相談・同行訪問 ※光熱水費などの事務手続などを一緒に確認	随時 (月1回程度)	一	高齢者、障害者	原則として無料。 ただし、実費のかかるものについては負担あり		070-6435-5374
第48号 IGOCOCHI株式会社	東京都全域 (島じょ部除く)	(1) (8)	・訪問による困りごとサポート ※必要に応じ行政や地域包括支援センターなどと連携	一	一	高齢者、身体障害者、精神障害者、外国人、生活困窮者、DV被害者	無し		03-6821-1847
		(6)	「いごこちグリーティングボックス」 ・緊急時駆けつけ対応、賃貸住宅・老人ホーム等の緊急連絡先請負、見守り・安否確認(月2回程度)、身元保証人紹介(随時)、引越・不用品処分・不動産会社紹介(随時)、顧問看護師による健康相談業務(随時)	月2回	一	高齢者、身体障害者	入会金:53,700円(税込) 月額: 5,500円(税込)		
第49号 社会福祉法人白寿会	足立区	(1) (5) (7) (8)	・定期的な電話・訪問、健康状態確認、必要なサービスの提案・提供、警備会社の24時間見守りサービス ※必要に応じ行政や地域包括センターなどと連携	月1回程度～ 必要に応じて	一	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、外国人、児童養護施設退所者、UIJターン転入者	無し ※警備会社の24時間見守りサービスは負担あり		03-3890-3333
第50号 一般社団法人 住まいと暮らしの相談室	八王子市 日野市、国立市 多摩市	(5)	すまぐらあんしんサポート;高齢者住まいアドバイザーが利用者宅を訪問し、安否確認や入居中の困りごと等の相談対応	月1回(30分)	一	高齢者	月額:2,500円(税別)		080-6765-6588
第51号 特定非営利活動法人 ウェルフェア中之島	東京都23区、 立川市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国立市	(5)	定期的な電話及び訪問による安否確認	月1回～	一	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、外国人、生活困窮者	無し		090-6201-1384
第52号 一般社団法人HAHA	東京都23区	(1) (5)	多世代ホーム「オーナーズテラス」 ・法人が民間賃貸住宅を借り上げて、高齢者および母子家庭世帯に対して提供 ・入居者向け24時間(施設スタッフ、電話、入居者同士のボランティア)の見守りサービスと生活支援 ・生活上のスマートホンの使用方法指導から、健康相談まで様々なサービスに対応	必要に応じて 対応	一	低額所得者、被災者(被災から3年内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、ハンセン病療養所入所者、犯罪被害者、DV被害者、児童虐待被害者、困難な問題を抱える女性、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターン転入者、要配慮者への生活支援者	無し(家賃・施設利用料に含まれる)		03-6421-2760

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第53号 NK3株式会社	新宿区、 東村山市、 清瀬市、 東久留米市	(1)	住居に関する総合相談	随時	一	高齢者	無し	050-6883-4011	
		(2) (8)	入居中の生活支援 ・お弁当配達時の声掛け(安否確認含) ・粗大ごみ及び家電品・家財等の処分 ・庭の手入れや室内清掃など ・買い物代行				・お弁当配達時の声掛け:1回440円 ・粗大ごみ及び家電品・家財等の処分:作業量に応じて ・庭の手入れや室内清掃など:440円 +15分660円 ・買い物代行:1回1,100円		
第54号 株式会社ディスカバリー	東京都23区、八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市小金井市、国分寺市、国立市	(5)	・住居に関する総合相談 ・粗大ごみおよび家電品・家財等の処分 ・緊急時の対応 ・管理物件入居者への安否確認、見守り	本人の状況や 希望に応じて 対応	一	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、外国人、生活困窮者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、新婚世帯、児童養護施設退所者	無し	(電話) 03-5305-6128 (緊急サポートダイヤル) 070-1373-0341 (LINE) https://lin.ee/YSaioFS	
第55号 株式会社N・フィールド	東京都全域 (島しょ部除く)	(1) (5)	弊社にて借り上げた物件を転貸し、当社の訪問看護を通じて見守り事業を行う。 ・入居時の住宅環境を整える際の支援 ・引越し業者などの紹介 ・必要に応じて電話やショートメールなどで状況確認 ・相談に応じて必要なサービス・関係者への手続きや住宅内の設備トラブルへの支援 ・関係機関・社協・支援者と情報共有して見守り対応	定期的な見守りは、各個人の医師の指示書により回数が変更となります。	独居生活可能な方	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、DV被害者	基本的に別途料金無:賃貸借(転貸借)契約を締結頂き、当社の訪問看護をご利用頂く事が前提となります。	03-5989-0507	
		(5) (7)	弊社が借り上げた物件を転貸し、見守り事業を行う ・保証会社による駆け付けサービスによる見守り ・宅配会社のサービスを利用し、宅内に設置したセンサーにより24時間見守り ・利用希望者の要望に併せてその他サービスの提案	必要に応じて 随時対応	一	高齢者	有り ※契約物件により変動有		
第56号 アドバイシングライフプランニング 株式会社	東京都全域 (島しょ部除く)	(5)	身元保証契約により以下のサービスが受けられる ・緊急連絡対応 ・入院・施設入居対応 ・身元引受け ・債務保証 ・訪問によるサービス(緊急入院対応、買物・病院などの付添い、各種相談など) ・見守り相談(定期連絡・設備利用など)	必要時都度	65	契約時審査あり	初期費用:33万円(訪問サービス3回分含む) 4回以降の訪問サービス:22,000円/1回(交通時間を除く実働時間2時間以内、交通費含む、土・日・祝日を除く9:00~18:00、2時間超の場合、30分毎に2,750円の追加費用) 上記時間外は、33,000円/1回(交通時間を除く実働時間2時間以内、交通費含む、2時間超の場合、30分毎に5,500円の追加費用)	別途、死後事務委任契約により、ご家族に代わって死後対応が可能。	03-3410-3888

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内 容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第57号 社会福祉法人有隣協会	大田区	(1)	原則月に1回の訪問による生活状況の確認と各種相談支援 別途要望があれば追加で訪問して手続補助等の支援に対応する。	月1回	—	高齢者、生活困窮者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者	無し	03-6423-8122	
		(5)	原則週に1回の電話で安否確認を行い、健康その他の問題があるときは各専門機関と連携して支援を行う。	週1回					
		(8)	地域の福祉事務所、包括支援センター、民生委員等と連携し、住宅確保用配慮者への窓口を広げ、課題の早期解決を図る	必要に応じて					
第58号 株式会社ヒルマンエステート	足立区、葛飾区、荒川区、北区	(5)	入居者からの希望に応じて、定期的な電話による見守り	月4回程度	—	低額所得者、被災者(被災から3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、ハンセン病療養所入所者、犯罪被害者、DV被害者、更生保護対象者、児童虐待被害者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UJターン転入者、要配慮者への生活支援者	無し	03-5831-3141	
第59号 特定非営利活動法人 グレースケア機構	三鷹市、武蔵野市、杉並区、世田谷区、調布市	(1) (5) (8)	・「ケア付きシェアハウス」の入居者に見守り、生活相談を提供する ・借上げ軒貸住宅について、定期的な訪問や電話による相談、見守りを行う ・介護保険や、障がい者・ひとり親の福祉制度などによる訪問時に合わせて、見守り、安否確認を行う ・行政や地域包括支援センター、介護・医療関係機関などと連携し、個々に必要な相談・支援を実施	状況に応じて週1回～随時	—	全ての住宅確保要配慮者	無し ※入居者は賃料に含まれる	(電話) 0422-70-2805 (メール) office@g-care.org	
第60号 株式会社ハウシーズ	東京都全域	(7)	住宅確保要配慮者に、契約時に見守りサービスに加入してもらう事により、日々の電気使用量の異変を感じし、異常があった場合にはメールにより通知があり、電話又は訪問により異変の確認を実施する。 また、孤独死にも対応した孤独死保険と組み合わせてオーナーへの負担軽減を行う。	随時	—	低額所得者、被災者(被災から3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、外国人、中国残留邦人、帰国被害者、生活困窮者、ハンセン病療養所入所者、犯罪被害者、DV被害者、児童虐待被害者、困難な問題を抱える女性、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UJターン転入者、要配慮者への生活支援者	安心見守りパック月額2,200円 電気開通から見守り開始まで約3ヵ月必要。	03-3778-9881	
第61号 株式会社生活クラブすまいる	東京都全域 (主として世田谷区、杉並区、調布市、府中市、国分寺市、町田市)	(1) (5)	ALSOOK(警備会社)による見守り・安否確認 ・当社による見守り・安否確認	随時	—	低額所得者、被災者(発災から3年以内)、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、困難な問題を抱える女性	ALSOOKによる見守り・安否確認を導入する場合、月額1,870円(初期費用は別途相談) ・当社が対応する場合、無料	03-5451-8005	
第62号 株式会社東京総合地所	世田谷区、狛江市、調布市、町田市	(4) (5)	①所有物件及び管理物件の見回り ②住居に関する総合相談	月2回程度	—	低額所得者、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、子育て者、生活困窮者、DV被害者、海外からの引揚者、新婚世帯	無し	03-5932-3707	
第63号 特定非営利活動法人 いちごの会	東京都全域	(1) (5) (7) (8)	■見守り・相談 ・当会の管理する高齢者向け住宅(全18件300人以上)の入居者を対象に福祉専門職による見守り及び生活相談を実施。 ・入居者向けに24時間の見守りサービスを実施(警備会社等の見守りサービスを使用) ・入居者向けに福祉専門職が日々の健康状態を確認し、状況により介護保険サービスの利用や医療機関等へお繋ぎする。 ・随時、電話相談・対面相談等の生活支援を行っている。 ・必要に応じて、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者支援団体等と連携し、生活相談及び生活支援を行っている。 ・いちごの会グループの各所が連携し、孤立や引きこもりにならないように、介護予防プログラムや食事会などのイベントへの参加を促す。	随時	—	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、生活困窮者	有り(サービス内容による)	042-476-4115	

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第64号 有限会社ライズ・エステート	中野区、練馬区、板橋区、江戸川区、足立区、八王子市、小平市、日野市、多摩市、国分寺市、狛江市	(1) (5) (8)	・訪問、電話による見守り ・緊急時駆け付け ・生活相談 ・生活支援 ・生活環境の整備 ・公的機関、制度、福祉サービス等の紹介/窓口の案内/手続き支援	本人の希望や 状況に応じて 対応	—	低額所得者、高齢者、身体障害者、精神障害者、DV被害者、更生保護対象者、刑事施設に収容されていた者等、困難な問題を抱える女性	無し		03-5843-8703
第65号 特定非営利活動法人コクア	東京都全域 (島しょ部除く)	(5)	・電話連絡による安否確認・心身の体調管理相談 ・来所による金銭管理指導 ・来所による各種依存症プログラムの提供 ・病院・施設の検索・案内、病院・施設の同行 ・訪問診療・訪問看護の検索・案内、契約立会い	随時	—	低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、生活困窮者、更生保護対象者、刑事施設に収容されていた者等、LGBT等、要配慮者への生活支援者 (特に、依存症もしくは依存症と疑われる方、酒、ギャンブル、薬物等が止まらない方)	・原則無料		03-6453-2304 (ヒーリングセンター世田谷)
		(6)	・緊急時の対応(救急車の手配、社用車による病院送迎) ・入退院の同行・手続き						
		(8)	・生活保護ケースワーカー、担当医、訪問看護、訪問診療との連携 ・終活同考						
第66号 株式会社東京福祉不動産	葛飾区 足立区	(1) (7)	・住居に関する総合相談 ・電気の使用量は30分ごとにスマートメーターで計量されています。その計量値を応用して、お一人で暮らす高齢者の方などの見守りをおこなうシステム	随時	—	低額所得者、高齢者、身体障害者、外国人	見守りサービス 毎月(990円税込み)		03-5876-4717
第67号 株式会社日清不動産	東京都23区 武蔵野市、三鷹市、狛江市、調布市、小金井市、府中市、国分寺市、国立市、立川市	(5) (7)	・管理物件入居者に対し、必要に応じて電話・訪問を行い、生活の状況についての聞き取り・生活・家計の相談を行う。 ・見守り機器による安否確認。	月1回 ※適時必要に 応じて対応	—	高齢者 (当該法人管理物件の入居者に限る)	有り(サービス内容による)	—	03-6457-6386
第68号 S.ステップ株式会社	足立区、北区、荒川区、練馬区、中野区	(1) (5)	◆居住支援(外国人)について: ①居住中にトラブルが起きた場合、現地へ通訳サポート ②中国籍(日本語不能)について: ・関連役所(諸手続き)、銀行(口座開設諸手続き)、税務所(納税関係)、法務局(ビザ更新)、医療機関への同行、通訳サポート ◆居住支援(高齢者)について: ③電話相談(生活全般相談・安否確認) ④訪問相談・脳や身体をストレッチサポート	①、② 必要に応じて、 隨時可能 ③、④ 週1回～月1回	—	低所得者、生活困窮者、高齢者、身体障害者、外国人、子育て者	①、②に関して 1時間に付き 1,900円 ③④月額1,000円～2,000円程度 (利用回数による)	介護保険、傷害福祉サービス等、様々な社会制度を活用し、可能な限り負担を最小限にする	(相談窓口) 080-7936-1115 (E-mail) info@s-step123.co.jp
第69号 アライアンサーズ株式会社	杉並区、西東京市、練馬区、中野区	(1)	お電話などで健康状況の確認を月1回程度行う(有料)	月1回	概ね 75歳	精神疾患や難病などを抱えている方の場合、年齢の制限を設けない	月2,000円(税抜)	本人の資産状況により、サービスのディスカウントはあります。	03-6260-8637
第70号 株式会社SATYA・TOKYO	品川区	(1) (5)	・見守りサービス(生活状況の確認/生活相談) 月1回訪問(必須)、週1回電話(希望者のみ)	原則月1回	65歳 以上	・品川区内にお住まいの高齢者 (利用希望者と事前面談あり)	訪問:月額1,000円 訪問+電話:月額2,000円 訪問は1回30分以内 (30分経過後は15分毎に500円)	・指定保証会社の利用により 緊急連絡先サービスの利用が可能(別途料金)	03-6447-7327
		(7)	・品川区高齢者救急代理通報システム加入の案内	適宜			無し (ご本人都合による実費負担は除く)		

指定番号 法人名	対象エリア	種別 区分	実施内 容	実施回数 回	対象者		本人負担 円	備考	連絡先
					年齢 歳以上	その他の要件			
第71号 Relight株式会社	東京都全域 (島しょ部除く)	(1) (5)	・法人が借り上げた物件を転貸し、入居者に対して見守り業務を行う。 ・緊急連絡先がない場合は、緊急連絡先を代行する。 (月に1回、電話・LINEなどで安否確認を行い、必要に応じて訪問の見守りを行う。) ・生活面や経済面に不安のある入居者の場合は、役所同行や家計相談等、入居者のニーズに合わせてサポートを行う。	月1回～必要に応じて	—	低額所得者、高齢者、子育て者、生活困窮者、DV被害者、児童虐待被害者、児童養護施設退所者、LGBT等	見守り付き緊急連絡先代行 年間5,000円(税別)		(TEL) 090-9515-2137 03-5227-6980 (Email) info@cocitsu.com
第72号 株式会社マッシュルーム	杉並区、 近隣区市	(5)	① 安否確認・生活相談支援 ・入居者の希望に応じて、電話・訪問による安否確認を実施。 ・生活全般に関する相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携。 ② 住み替え・入退去サポート ・住まい探し・内見同行・審査・契約手続きなど転居に伴う一連の流れを支援。 ・引っ越し手配やライフラインの開通／停止、公的手手続きなど入居前後のサポートを実施。 ③ 緊急連絡先の引受け ・不動産会社や賃貸保証会社からの依頼により、緊急連絡先として対応。	必要に応じて 随時対応	—	低額所得者、高齢者、子育て者、外国人	原則無し ※実費のかかるもの(住み替え時の仲介手数料等)は負担あり		03-6383-5983
第73号 株式会社ミレニアム	東京都全域 (島しょ部除く)	(5)	入居相談の問い合わせがあった際に希望条件を確認し、弊社が借り上げた物件を転貸し生活支援を行いつつ見守り事業を行う	必要に応じて 対応	—	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者	有(初期費用や賃料)。原則、賃貸借(転貸借)契約を締結頂き、当社の訪問看護、訪問看護をご利用頂く事が前提となります。		03-6868-3325
第74号 株式会社あどおん	立川市 東村山市 青梅市 あきる野市 近隣市	(5) (8)	①生活保護ケースワーカー、担当医、訪問看護、訪問診療との連携し見守りネットワークを形成 (必要な方へ医療機関、介護保険、障害福祉サービス等へおつなぎ) ②入居後の環境整備、手続き支援、見守りサービス相談 ③家賃債務保証会社等に対して緊急連絡先の引き受け	必要に応じて	—	高齢者、低額所得者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、外国人	①②原則として無料。ただし、実費のかかるものについて負担あり。 ③登録料なし、月額2500円(税別)	交通費がかかる場合あり	042-506-1048
第75号 ジェイリース株式会社	東京都全域 (島しょ部除く)	(7)	住宅確保要配慮者に保証契約時に見守りサービスに加入してもらうことにより日々の電気使用量の異変を感知する。異常があった場合は、電話で安否確認を行なう。確認が取れない場合は、緊急連絡先に連絡すると共に管理会社に状況報告を行なう。	随時	—	全ての住宅確保要配慮者	保証料込みで1,500円(月間)		0570-010-201
第76号 特定非営利活動法人 居住支援フェアライフ協会	東京都全域 (島しょ部除く)	(7)	人感センサーを活用した見守り機器を設置し、24時間稼働の見守り体制を構築します。 異常を感知した場合には、まず入居者本人への連絡を行い、連絡が取れない場合には、事前に定めた手順に基づき、警備会社によるかけつけ対応(必要に応じて入室確認)を行います。 その際は、貸主および管理会社等の関係者と連携し、速やかな状況確認と対応を行います。	毎日	—	高齢者	入会金 10,000円～、 月額 5,970円～ (内訳:①当法人会費 3,000円～／月 ※提供内容により異なる、 ②見守り業務利用料 2,970円／月)	当法人への入会および所定の利用申込みが必要です	(TEL) 03-6258-1330 (MAIL) info@fairlifejapan.org